

令和6年度児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する 調査結果について

I 本調査の趣旨

本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげる。

II 抽出方法及び調査周期

全数調査・毎年

III 調査対象期間

令和6年度（前年度）間

IV 調査項目（8項目 本区教育委員会所管は⑤・⑥を除く）

- ① 暴力行為 ② いじめ ③ 出席停止 ④ 小・中学校の長期欠席（不登校等）
⑤ 高等学校の長期欠席（不登校等） ⑥ 高等学校中途退学者 ⑦ 自殺 ⑧ 教育相談

V 根拠法令

統計法

VI 公表日

令和7年10月30日（木）

1 暴力行為 （単位：件）

		小学校				中学校			
		対教師	生徒間	対人	器物	対教師	生徒間	対人	器物
R6	区	0	0	0	0	0	2	0	0
	都	570	1,463	55	330	146	984	36	341
	国	11,240	60,995	634	8,340	3,511	27,100	555	7,066
R5	区	1	0	0	0	0	0	0	0
	都	403	1,259	40	262	111	883	30	319
	国	9,468	53,068	658	6,815	3,286	23,811	519	6,001

【本区における発生事例】

校種	態様	概要
中学校	対生徒間暴力	①金銭トラブルで相手の肩を拳で殴った。 ②いたずらで友達の後ろ髪をはさみで切った。

【暴力行為の対応】

日々の安全指導や「いじめに関する授業」等を通して、継続して暴力が許されない行為であることを指導する。

2 いじめ

		小学校			中学校		
		認知件数	解消数	解消率	認知件数	解消数	解消率
R6	区	730 件	566 件	77.5%	98 件	62 件	63.2%
	都	69,388 件	53,123 件	76.6%	7,815 件	6,007 件	76.9%
	国	603,816 件	461,105 件	76.4%	132,540 件	99,108 件	74.8%
R5	区	976 件	646 件	66.18%	65 件	58 件	89.23%
	都	62,755 件	48,662 件	77.5 %	6,822 件	5,290 件	77.5 %
	国	588,930 件	458,128 件	77.8 %	122,703 件	93,14 件	76.0 %

【本区におけるいじめの様態】

区分	小学校		中学校	
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	387	52.02%	64	62.75%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	56	7.53%	4	3.92%
軽くぶつかったり、蹴られたりする。	108	14.52%	10	9.8%
ひどくぶつかられたり、蹴られたりする。	33	4.44%	5	4.9%
金品をたかられる。	3	0.4%	1	0.98%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	20	2.69%	3	2.94%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。	37	4.97%	2	1.96%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	7	0.94%	7	6.86%
その他	93	12.5%	6	5.88%
その他の例:強く叱責される。わざと邪魔する。注意しても聞かない。仲直りができない。				

【いじめ問題の対応】

(1) 豊島区教育委員会

- ①令和6年8月27日に「いじめ重大事態調査報告書を受けた再発防止策」を策定した。未然防止や早期発見・早期解決に向け、具体的な取組を行うことで、学校や教育委員会が連携して問題を解決できるようにした。
- ②令和6年度いじめ問題対策委員会にて「豊島区いじめ対応フローチャート」を作成し、令和7年度に全校に配布した。いじめの初期対応について、全教職員で共通した対応ができるよう促した。
- ③担任が問題を一人で抱え込まないように、「いじめ相談メモ」を作成し、学校に配布した。いじめの疑いを発見した時点で報告・連絡・相談ができるように、項目が時系列に整理されたメモを活用することで即時に組織的に問題を解決できるようにした。
- ③各種年次研修において、「豊島いじめ対応フローチャート」を活用した、未然防止や早期発見・早期解決に向けた講義・演習を行った。特に若手教員が一人で問題を抱えず、組織的に解決できるようにした。

(2) 豊島区いじめ問題対策委員会

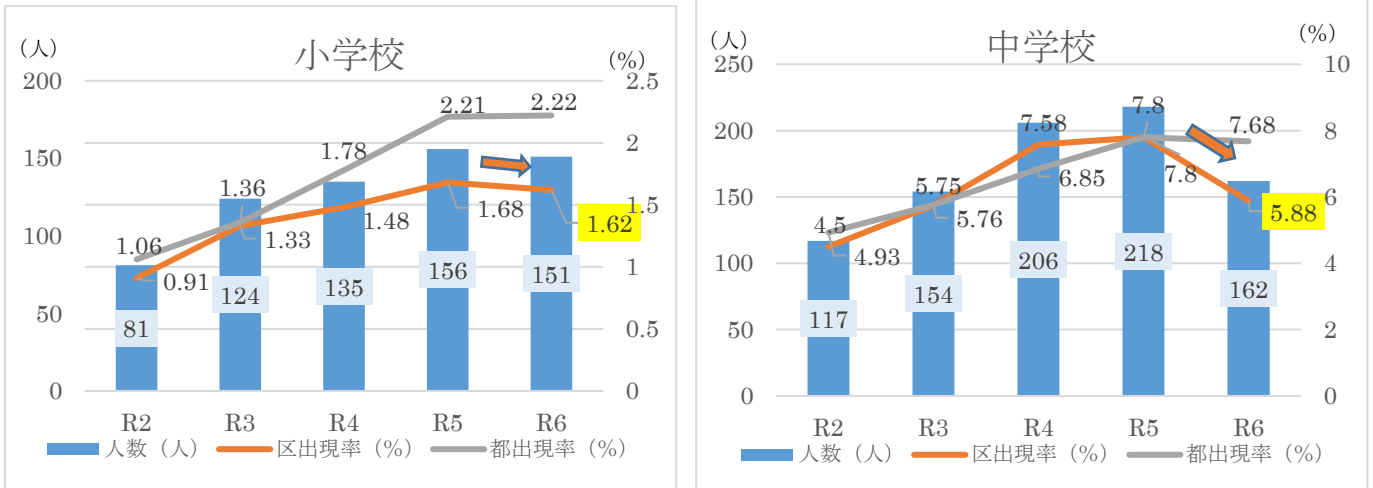
- ①いじめを起こさない「未然防止」に重点を置く必要がある。
→子ども同士や教師との良好な関係づくりを築けるような、アサーショントレーニングや構成的エンカウンターの実施例を作成し、各校で活用を促す。

(3) 指導課

学校からの報告や各種調査から、いじめの未然防止や早期解決に向けた初期対応について学校に助言し、早期対応、解消できるよう支援する。

3 不登校

(1) 不登校児童・生徒数と出現率の推移



【結果】

- ・不登校児童・生徒数は、小・中学校とも減少している。特に中学校での減少が大きい。
 - ・不登校出現率は、小学校 1.62%、中学校 5.88%であり、その割合は小・中学校とも減少している。
 - ・都の不登校出現率と比べると、小・中学校ともに不登校出現率は都の数値を下回っている。
- 小学校では都の数値と比べて-0.6 ㊦と昨年度と同程度の差である。
- 中学校では、昨年度は都と同じ数値だったが、今年度は-1.8 ㊦になっており、大きく低下している。

(2) 長期欠席者の状況（理由別長期欠席者数）

①小学校

学年	令和6年度 小学校								
	病 気	経 済 的 理 由	不登校 (A)					その他	合計
				(A)のうち 前回調査 でも不登校に計上 されていた者	(A)のうち 90日以上 欠席して いる者				
						うち、出 席日数が 10日以下 の者	うち、出 席日数が 0日の者		
1 年	13	0	11		3	0	0	8	32
2 年	22	0	18	11	11	2	0	14	54
3 年	19	0	18	8	5	0	0	17	53
4 年	20	0	30	12	17	5	1	13	63
5 年	23	0	30	17	17	3	0	9	62
6 年	28	0	44	24	26	4	2	50	122
合計	124	0	151	72	79	14	3	111	386

学年	令和5年度 小学校								合計
1年	14	0	15		3	0	0	6	
2年	10	0	17	5	8	2	2	6	33
3年	14	0	23	13	10	2	1	8	45
4年	12	0	27	16	14	1	1	5	44
5年	11	0	31	17	14	1	0	2	44
6年	21	0	43	25	31	4	2	23	87
合計	82	0	156	76	80	10	6	50	288

②中学校

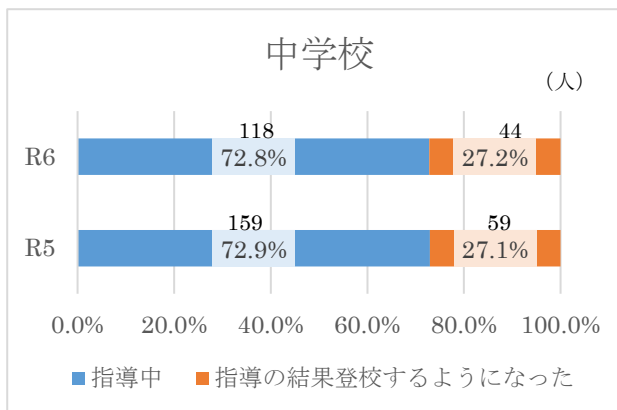
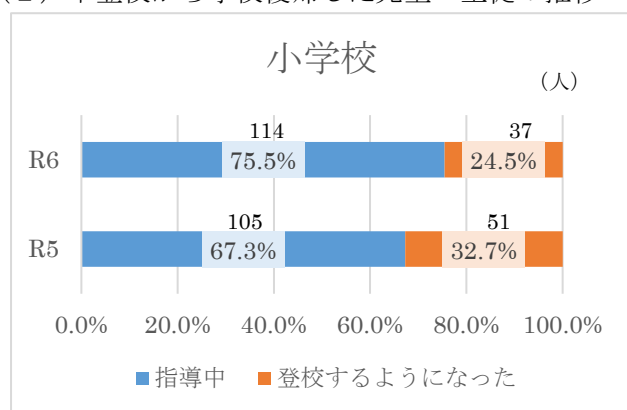
学年	令和6年度 中学校								合計
	病気	経済的 理由	不登校 (A)					その他	
				(A)のうち 前回調査でも不登校に計上 されていた者	(A)のうち 90日以上欠席して いる者				
						うち、出席日数が 10日以下の者	うち、出席日数が0日の者		
1年	9	0	40	19	34	8	2	6	55
2年	14	0	67	44	59	8	4	5	86
3年	13	0	55	46	53	5	1	9	77
合計	36	0	162	109	146	22	7	20	218

学年	令和5年度 中学校								
1年	7	0	56	26	33	1	0	0	63
2年	5	0	63	40	40	8	3	1	69
3年	4	0	99	75	74	25	4	3	106
合計	16	0	218	141	147	34	7	4	238

※「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している者
- ・感染症の回避（ただし、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上、「出席停止・忌引き等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないとされた者を除く。）

(2) 不登校から学校復帰した児童・生徒の推移



【結果】

- ・不登校出現率は、小学校 1.62%、中学校 5.88%であり、その割合は小・中学校とも減少している。
- ・都の不登校出現率と比べると、小中学校ともに不登校出現率は都の数値を下回っている。
小学校では都の数値と比べて-0.6 ㊦と昨年度と同程度の差である。中学校では、昨年度は都と同じ数値だったが、今年度は-1.8 ㊦になっており、大きく低下している。
- ・中学校では、モデル校3校への校内教育支援センターの設置や学校ごとの登校支援、適応指導教室等の取組により、学校復帰率が上昇している。一方、小学校では学校復帰率が低下している。

【今後の対応】

- ・小中学校ともに授業改善を推進し、児童生徒が登校したいと思える学校づくりを強化する。
- ・各中学校区配置のＳＳＷと教職員の連携を強化し、未然防止や早期対応に向けた取組の充実を図る。
- ・小学校での学校復帰率が低下している。適応指導教室での小学生への支援充実とともに、校内教育支援センター設置等、小学校における登校支援の充実が必要であるとする。
- ・不登校スーパーバイザー及び不登校対応巡回教員が区内の効果的な支援方法を広め、一人ひとりに応じた支援の充実を図る。
- ・令和７年度中に「登校支援についての基本的な考え方（豊島区不登校対策総合計画総合計画）」を策定して、不登校対策のより一層の充実と、不登校や登校支援についての理解啓発を図る。